

公益財団法人鹿島学術振興財団

リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿島学術振興財団（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して基本的な事項を定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小限化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程はこの法人の役職員に適用されるものとする。

2 役職員とはこの法人の理事、監事、職員をいう。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、具体的問題とは、次に掲げる問題等をいう。

(1) 法人内部の危機

- ・ 財政に関わる問題
- ・ 倫理・法適合に関わる問題
- ・ 人に関わる問題
- ・ 法人の信用に関わる問題

(2) 法人外部の危機

- ・ 反社会的勢力に関する問題
- ・ 助成対象者に関わる問題
- ・ 災害や感染症に関わる問題

(3) その他

- ・ 法人内外の利益相反に関する問題
- ・ 情報システムに関する問題
- ・ 法人外部（関係者を含む）からのクレーム・異議

(役職員の責務)

第4条 役職員は、その職務の遂行にあたり、関連法令はもとより、この法人が定める定款のほか諸規程を遵守し、リスク管理に努めなければならない。

2 役職員は、具体的問題が発生した場合（当該問題の発生が回避できない場合を含む。以下同じ。）には倫理・コンプライアンス規程第14条1項に基づき任命されたリスク管理者（正・副）に速やかに報告しなければならない。

（リスク管理者の職務）

第5条 リスク管理者は、この法人の「倫理・コンプライアンス規程」第14条2項に定める同規程の遵守状況およびリスクに関わる年間の業務執行状況を理事会に報告する。

（リスク管理委員会の設置）

第6条 役職員は、具体的問題の発生が予見される場合、または発生した場合、リスク管理者（正または副）に速やかに報告する。

2 リスク管理者は、前項その他必要がある場合は、理事長へ報告のうえ、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務・運営）

第7条 前条により設置された委員会は、次の事項について検討及び審議を行う。

- (1) 発生した具体的問題、予見される具体的問題の内容、原因、防止対策その他の対策
- (2) 前号の防止対策等の推進方策および推進状況
- (3) 再発防止対策
- (4) その他委員会が必要と認めた事項（公表の要否および方法など）

2 委員会の検討・審議事項は速やかに理事長に報告するとともに、理事会に報告する。

（リスク管理委員会の構成）

第8条 委員会を設置するにあたって、専務理事、常務理事、事務局長を常任構成員とし、事象の内容に応じ外部の専門家を委員会構成員として任命する。

2 委員会構成員は、知り得た個人情報を含む全ての共有される情報の機密保持に努める。

（委員長等）

第9条 委員会の委員長は、専務理事とする。

2 委員会に副委員長を置き常務理事をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づくこの法人のリスク管理に関し、知り得たこの法人及びその他の関係者に関する秘密については、リスク管理委員会構成員に対して報告する場合を除き、法人内外を問わず漏えいしてはならない。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2024年7月1日から施行する。